

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部（国税庁、宮内庁、神社本ちょう統理）からの指適要綱伺い報告書類含む）過去5年間 県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む 東部県税局、総務課、税務課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月4日、実施機関は、本件請求に対し、〇〇神社に関する国税庁、宮内庁、神社本ちょう統理）からの指摘要綱伺い報告書類含む（過去5年間）（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書を保有していないとして、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年8月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年10月3日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来出すべき書類、県に提出している書類（事務所備付け書類）の記載している書類を全て出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の内容について

本件請求の「〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部（国税庁、宮内庁、神社本庁統理）からの指適要項伺い報告書類含む）（過去5年間）県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む」公文書について、処分庁は、県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務を所管しておらず、当該公文書を保有していないため、条例第7条第2号の規定により、本件決定を行ったものである。

2 本件処分理由について

審査請求人は、審査請求の理由において、「本来出すべき書類県に提出している書類（事務所備付け書類）の記載している書類を全て出せ」と、公開を求めている。

地方税の賦課徴収に関しては、地方税法（昭和25年法律第226号）第3条において、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。」と規定されている。

徳島県税条例（昭和25年徳島県条例第31号。以下「県税条例」という。）第4条において、「知事は、県税に係る徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関する事項並びに自動車税の種別割に係る徴収金の徴収に関する事項（規則で定めるものに限る。）については当該県税に係る徴収金の課税地（以下「課税地」という。）又は自動車税の種別割の納税義務者の住所地を管轄する徳島県東部県税局又は徳島県総合県民局（以下「県税局等」という。）の長に委任する。」と規定されており、課税地については、県税条例第5条において各税目ごとに次のように規定されている。

（課税地）

第5条 課税地は、次の各号に掲げる県税について、当該各号に定める場所とする。

一 県民税

イ 個人 住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地

ロ 法人 主たる事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設の所在地

二 事業税 主たる事務所又は事業所の所在地

三 地方消費税

イ 譲渡割 法第72条の78第2項各号に規定する場所の所在地

ロ 貨物割 税関の所在地

四 不動産取得税 不動産の所在地

五 ゴルフ場利用税 ゴルフ場の所在地

六 軽油引取税 主たる事務所又は事業所の所在地

七 鉦区税 鉦区の所在地

八 固定資産税 大規模の償却資産の所在地

九 狩猟税 狩猟者の登録の事務を取り扱う事務所の所在地

また、申告書等の形式及び提出先については、県税条例第11条において、次のように規定されている。

（申告書等の形式及び提出先）

第11条 この条例に定める申告、申請、報告、請求、通知、届出その他の手続は文書をもつてしなければならない。

2 前項の文書は、課税地を管轄する県税局等の長（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、県たばこ税、県内に事務所等を有しない軽油引取税及び自動車税にあつては、東部県税局長）に提出しなければならない。

県税条例により、〇〇神社が申告書等の文書を提出する先は県税局等の長であり、処分庁の税務課は、県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務を所管しておらず、当該公文書は保有していないため、公開請求は拒否したものである。

以上のとおり、本件処分は条例に従って適切に行われており、公開すべきものはない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和5年10月3日	諮問
令和7年5月28日 第1部会（第23回）	審議
同年 6月25日 第1部会（第24回）	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、宗教法人〇〇神社に関する①事業変更及び事業報告等の関係書類全部、②国税庁、宮内庁及び神社本庁統理からの指摘要綱（伺い及び報告書類を含む。過去5年間分）及び③県報に登載した事業変更並びに神主及び役員の変更に関して実施機関が保有する公文書のうち、税務課において保有するものの公開を求めるものである。

2 公文書の保有の有無について

地方団体は地方税を賦課徴収することができ（地方税法第2条）、地方税の賦課徴収については当該地方団体の条例で定めることとされている（同法第3条第1項）。これを受けて、県税条例では、県税の賦課徴収について定めており、県税の賦課徴収に係る知事の権限を県税局等の長に委任している（県税条例第4条第1項）。その結果、知事は県税の賦課徴収に係る権限を有していないこととなる。

県税の賦課徴収について、県は、宗教法人から書類の提出を受け、又は宗教法人に

対し県が作成した書類を送付することがあるが、知事は県税の賦課徴収に係る権限を有していないから、税務課において宗教法人から書類の提出を受け、又は宗教法人に対し県が作成した書類を送付することはない。

したがって、本件請求に係る公文書が存在するとの審査請求人の主張はこれを採用することができず、当該公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	